

4. 約 款

(1) 約款の位置付け

損害保険の内容や、契約の約束事を箇条書きにしたものが保険約款です。保険契約の内容は、すべて約款および特約条項に基づいています。また、保険契約申込書に記載された内容は、個々の保険契約の具体的な内容として契約者・保険会社の双方を拘束するものです。

(2) ご契約時の留意事項

保険のご契約に際しては、約款および特約条項の内容について損害保険会社の社員もしくは損害保険代理店より事前に十分な説明を受けることが大切です。また、保険契約申込書の記載内容についてもしっかり確認をした上で契約する必要があります。

「アクサダイレクト総合自動車保険」ご契約の際は、電話、インターネットを通じて、お客様が直接当社カスタマーサービスセンターにアクセスし、保険契約申込書類一式をお申し付けいただけます。

当社では、商品内容についてご契約前にお客様に十分ご理解いただくため、商品パンフレットと併せて重要な項目について「重要事項説明書」を作成し、「保険契約申込書」と併せてお送りしています。

その他の商品については、「ご契約のしおり」をご用意し、「告知義務（ご契約の際に保険会社に重要な事実を申し出る義務）」、「通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡する義務）」、「保険金が支払われない場合」、「保険金の支払い方」、「契約の失効」、「契約の解除」、「比例てん補」など特に重要な項目について誤解が生じないように、内容を十分ご理解いただく努力をしています。

5. 保険料

(1) 保険料の支払い・返還

「アクサダイレクト総合自動車保険」の保険料については、保険開始日の前日までに当社所定の支払方法（コンビニエンスストア払込み・クレジットカード払い）により当社へお支払いいただけます。

それ以外の保険商品については、契約締結と同時に、全額を現金または小切手でお支払いいただき、団体扱契約など特に定められた場合以外、保険料の分割払いは認められません。

保険期間が開始した後でも万一保険料のご入金がない場合、保険金をお支払いすることはできません。

保険期間中に危険の減少・増加などが生じた場合、保険料の返還・請求を行い、また、保険契約者から保険契約解除の申し出をいただいたときには収受した保険料から規定の保険料をご返還します。

(2) 保険料率

当社が適用している保険料率には、次のものがあります。

- ① 「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された損害保険料率算出機構が算出し、金融庁長官に届け出た保険料率（基準料率といいます）。
- ② 損害保険料率算出機構が金融庁長官に届け出た純保険料率（参考純率といい、将来の保険金の支払いに充てられる部分）を基礎とし、会員である各損害保険会社で算出した付加保険料率（保険事業を運営するために必要な社費、代理店手数料などの経費および利潤に充てられる部分）を合せて、金融庁長官の認可を受けた、あるいは金融庁長官に届け出た保険料率。
- ③ 当社独自で算出し、金融庁長官の認可を受けた、あるいは金融庁長官に届け出た保険料率。

6. 保険金の支払い

保険会社がお引き受けした保険契約について事故が発生した場合、保険金をお支払いするまでの流れは、おおむね次のようになっています。

(1) 事故のご連絡

万一、事故が発生した場合は、被害者の救護、警察への届出など緊急処置が終了後、保険会社へ事故発生の日時・場所・事故の概要などをご連絡いただきます。

(2) 損害の調査

事故通知をお受けした後、ご契約内容を確認し、保険金お支払いの対象となる事故かどうかを判断します。事故の内容に基づきおけがをされた方や被害物、事故現場等の調査をします。

(3) 保険金請求書類のご提出

保険金の支払いに必要な書類をご提出いただきます。(事故によりましては電話を活用することで、保険金請求に必要な書類を省略しています)

(4) 保険金支払額の決定

ご契約者、被害者との交渉、損害額の認定審査を経て、保険金の支払額を決定します。

(5) 保険金のお支払い

保険金のお支払いに必要な書類が提出された後、スピーディーに金融機関を通じて適正な請求権者に保険金をお支払いします。

事故発生から保険金のお支払いまで



事故が発生したら・・・

下記にお電話ください。ワンステップ事故対応サービスを通じてあなたをしっかりとサポートします。

カスタマーサービスセンター（24時間年中無休）：**0120-699-644**

7. 保険募集

(1) 当社の募集体制について

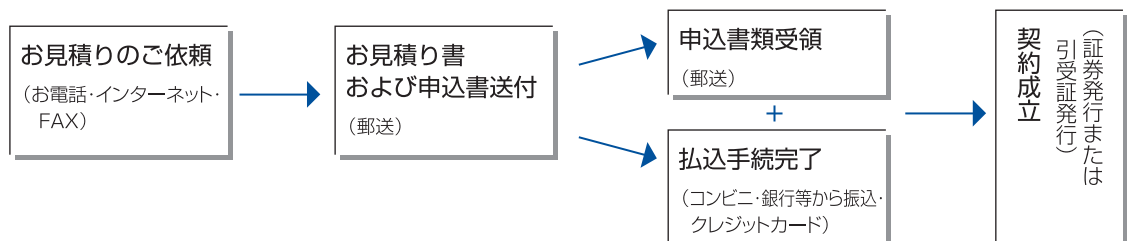
当社の募集体制は、通信販売と代理店販売に大きく分けることができます。

- ① 通信販売については、アクサダイレクト総合自動車保険（略称：ADCAP）を販売しています。
電話、インターネットを通じて、お客様が直接当社カスタマーサービスセンターにアクセスし、契約を締結します。
- ② 代理店販売においては、主として普通傷害保険と交通事故傷害保険を販売しています。
保険募集は、保険会社の社員もしくは保険会社が保険契約締結の権利を委託している代理店が行います。主要代理店としては、同じグループに属するアクサ生命保険株式会社およびアクサ保険サービス株式会社があります。また、アクサ生命営業社員によるアクサダイレクト総合自動車保険の紹介業務も行っています。

(2) 契約締結のしくみ

保険契約を締結するためには、保険加入の申込みを行い、それを当社が承認する必要があります。通常は保険料支払と共に所定の申込書を提出します。ご契約者から保険料を受領した後、当社は所定の保険料領収証を発行します。これで契約手続きが完了し、契約成立後に保険証券あるいは保険引受証が発行されます。

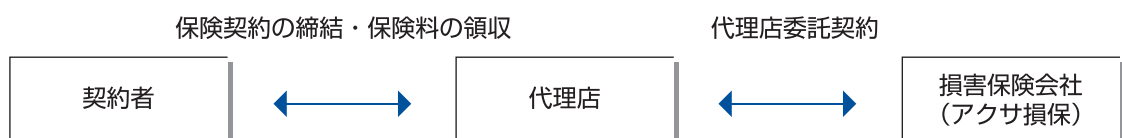
① 通信販売の契約締結のしくみ



また、当社のホームページ上では、「アクサダイレクト総合自動車保険」の資料請求や保険料の見積りだけでなく、契約締結までをネット上で完了させることができます。

(当社ホームページ <http://www.axa-direct.co.jp>)

② 代理店販売の契約締結のしくみ



(3) 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社と損害保険代理店委託契約を結び、それに基づいて保険会社の代わりに保険募集を行い、保険契約締結の代理もしくは媒介を行うことを主たる業務としています。保険の相談、事故発生時のお手伝い等その他必要な業務のうち、保険会社が特に指示した業務も行っています。代理店が保険契約締結の代理を行う場合には、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付も行います。

(4) 代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき主務官庁に登録しなくてはなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人は保険業法施行規則第236条に基づき、主務官庁に届け出なければなりません。

(5) 代理店教育

当社は適正な保険募集行為を確保するために、代理店およびその使用人に対し、所定の代理店教育を実施しております。

(6) 代理店数

22 (全国)

(7) 外務社員・代理店研修生

なし

(8) 当社の勧誘方針は次のとおりです。

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社（および当社所属の損害保険代理店）の勧誘方針を次のとおり公表しますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。なお、保険販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるような説明を行うよう常に努力して参ります。
2. お客さまの保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品が選択できるように常に努力して参ります。
3. お客さまと直接対面しない保険販売（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力して参ります。
4. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するよう常に努力して参ります。
5. お客さまのさまざまなご意見等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう常に努力して参ります。